

自動販売機設置場所転貸借契約書

転貸人沼津市を甲、転借人 ○○○○(株) △△営業所 を乙とし、甲乙間において、自動販売機の設置場所の転貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（転貸物件）

第 2 条 甲は、乙に対し、株式会社内藤ハウス静岡営業所から賃借中の次に掲げる施設の一部を転貸し、乙がこれを転借し、飲料用自動販売機の設置としての目的をもって使用収益することを認めるものとする。

名 称	所在地	転貸面積	備 考
大岡管理事務所	沼津市大岡1298- 1 (大岡市民運動場内)	1. 3㎡	

（使用の目的）

第 3 条 乙は、前条の物件（以下「転貸物件」という。）を自動販売機及び容器回収ボックス設置の用（以下「指定用途」という。）に供するために使用するものとする。

（転貸借期間等）

第 4 条 転貸物件の転貸借の期間（以下「転貸借期間」という。）は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 9 年12月31日までとする。

2 本契約は転貸借期間満了時において更新、延長を行わない。

3 甲は、転貸借期間満了の 1 年前から 6 か月前までの間に、転貸借期間の満了により転貸借が終了する旨を書面によって通知する。

（転貸料）

第 5 条 転貸料は、年間の固定額及び売上金額に対する転貸料率による金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）に、それぞれ取引に係る消費税及び地方消費税（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた額）を加算した金額とし、その金額等は、次に掲げるとおりとする。

年間の固定額	21, 613円
売上金額に対する転貸料率	○○%

（転貸料の納入方法）

第 6 条 乙は、転貸料を次のとおり、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に支払うものとする。

転貸料の内訳	納入期限
年間の固定額 (当該年度の月分を一括納入)	転貸借期間中の各年度の最初の月の末日 (ただし、契約締結年度にあつては、契約締結日の属する月の翌月の末日)

売上金額に対する転貸料率による金額 (各月分毎に納入)	各使用月の翌月の市が指定する期日
--------------------------------	------------------

(指定用途に供すべき期間)

第7条 乙は、転貸物件を、転貸借期間満了の日まで引き続き指定用途に供するために使用しなければならない。

(使用上の制限)

第8条 乙は、転貸物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、転貸物件について現状を変更しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(実地調査等)

第9条 甲は、転貸物件について随時実地に調査し、又は乙に所要の報告を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(経費の負担)

第10条 転貸物件を維持、保存、利用、改良その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約の期間内といえども、甲と所有者との間の賃貸借契約が終了したとき。
- (2) 甲のほか、国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共の用に供するため、転貸物件を必要とするとき。
- (3) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- (4) 乙が、次のいずれかに該当したとき。

ア 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等（イ及びウにおいて単に「暴力団員等」という）

イ 法人の代表者が暴力団員等である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう）が暴力団員等である者

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を現に受けている、又は受けたことのある団体又はその代表者、主催者若しくはその構成員

2 乙は、前項第1号の規定により本契約が解除された場合において、損失が生じたときは、甲にその補償を請求することができる。

3 甲は、第1項第2号又は第3号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損失が生じても、その損失を補償しない。

4 乙は、第1項第3号の規定により本契約が解除された場合において、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第12条 乙は、転貸期間の満了により本契約が終了する場合にあっては転貸期間満了前までに、本契約の解除その他の理由により本契約が終了する場合にあっては甲の指定する期日までに、乙の責任と負担において、転貸物件を通常の使用に伴い生じた損耗を除き、原状に回復して甲に返還しなければならない。

2 乙が前項の義務を履行しないときは、甲は、これを原状に回復して乙にその費用を請求することができる。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、本契約が終了したときは、第12条第2項の規定による損失の補償の請求を除き、財産上の請求を一切行わないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(転貸料の不返還)

第15条 甲は、乙に対し、第11条第1項に掲げる理由により本契約を解除したときは、既納の転貸料を返還しないものとする。

(定めのない事項の処理)

第16条 本契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

上記の契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和7年 月 日

(甲) 沼津市御幸町16番1号

沼津市長 頼 重 秀 一 ⑩

(乙) 住所

氏名 ⑩